三　金銭を賭けるための操作及びこれに対応する賭けに係る情報は、電子ゲームシステム等のヘルプ画面等（以下この第十において単に「ヘルプ画面等」という。）を用いて顧客に提供されるものとする。

3　勝敗の決定

一　勝敗の決定は、あらかじめ設定されたプログラムに従い、電子ゲームシステム等に搭載された乱数発生装置の出力した値、及び顧客により賭けの勝敗を決定するための操作が必要な場合にあっては当該操作に基づき行われるものとし、その結果はディスプレイ又は機械式表示装置（別表第三第一の12に規定する機械式表示装置をいう。）に表示されるものとする。

二　賭けについて勝ち、負け又は引分けとなる条件及び賭けの勝敗を決定するための操作が必要な場合にあっては当該操作に係る情報は、ヘルプ画面等を用いて顧客に提供されるものとする。

三　賭けについて勝ちとなる条件のうち当該条件を満たす事情の発生率が最も低いものにあっては、その発生率が１億分の１以上でなければならない。

4　賭金の回収及び勝金の支払

一　カジノ事業者は、電子ゲームシステム等により、あらかじめ設定されたプログラムに従い、決定した賭けの勝敗に従って顧客の賭金を回収し、及び顧客に対して算出された額の勝金を支払う。

二　賭けについて勝ちとなった場合の勝金額の算出方法に係る情報は、ヘルプ画面等を用いて顧客に提供されるものとする。

三　理論上の払戻率（賭金の総額に対する勝金の総額の比率をいう。以下同じ。）は次のとおりとする。

イ　１回の賭けにおける理論上の払戻率を100分の90以上１未満とする機能を有するものとする。

ロ　電子ゲームシステムにボーナスフィーチャー等又はプログレッシブが含まれる場合（外部機器等にプログラムが含まれる場合を含む。）は、これらを理論上の払戻率に含めるものとする。

5　不適切な事象に対する措置

一　カジノ事業者は、顧客による金銭を賭けるための操作が行われてから賭金の回収又は勝金の支払が終了するまでの間に電子ゲームシステム等が故障したことその他の理由によりあらかじめ設定されたプログラムに従いカジノ行為を行うことができなくなった事実を認識した場合は、速やかに当該故障その他の理由により影響を受けた顧客の当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとしなければならない。ただし、当該事実が、賭けの勝敗の決定後に発生した場合にあっては、当該決定に従った賭金の回収及び勝金の支払を行うものとする。

二　カジノ事業者は、一のただし書に定める措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

三　一に規定する場合における措置に係る情報は、ヘルプ画面等を用いて顧客に提供されるものとする。

別表第二　非電磁的カジノ関連機器等の技術上の基準（第十一条関係）

1　テーブルゲーム用チップ　次に掲げる基準に適合すること。

一　大きさ及び形状が等しい二つの底面並びに側面で構成され、かつ、二つの底面と側面がそれぞれ垂直であること。

二　底面が円形のものにあっては、底面の直径がトーナメントチップと容易に判別できる大きさであること。

三　底面がだ円形のものにあっては、底面の長径が75ミリメートル以上及び短径が50ミリメートル以上であること。

四　底面が概ね正方形のものにあっては、底面の各辺の長さが75ミリメートル以上であること。

五　底面が概ね長方形のものにあっては、底面の長辺の長さが75ミリメートル以上及び短辺の長さが50ミリメートル以上であること。

六　偽造を防止するための加工が施されたものであること。

七　底面に、価額及びカジノ事業者の名称又はカジノ事業者を示す標章の表示がされたものであること。

2　トーナメントチップ　次に掲げる基準に適合すること。

一　直径が等しい二つの底面及び側面で構成され、かつ、二つの底面と側面がそれぞれ垂直であること。

二　底面の直径は、45ミリメートル以上であること。

三　底面に点数、カジノ事業者の名称又はカジノ事業者を示す標章及び「Tournament」の表示がされたものであること。

3　トランプ　次に掲げる基準に適合すること。

一　トランプの表面に記載された内容を裏面から推測されないものであること。

二　傷をつけにくくするための加工が施されたものであること。

三　トランプが互いに付着しにくいように加工が施されたものであること。

四　トランプの裏面には、カジノ事業者の名称又はカジノ事業者を示す標章の表示がされたものであること。

五　ポーカーで使用するトランプにあっては、その材質がプラスチックであること。

4　プリシャッフルマルチデッキ　次に掲げる基準に適合すること。

一　プリシャッフルマルチデッキを構成するトランプは、３の一から四までに掲げる基準に適合すること。

二　４組から８組までのデッキで構成するものであること。

三　トランプシャッフラーと同等の機能を有する機器を用いて、あらかじめ、シャッフルされたものであること。

四　開封することによりその痕跡が残るように密封されたものであること。

5　ディーリングシュー　次に掲げる基準に適合すること。

一　収納されたトランプが順に引かれるものであること。

二　トランプを傷つけにくい構造であること。

三　収納されたトランプが外部から見えない構造であること。

6　さいころ　次に掲げる基準に適合すること。

一　立方体であり、重心はその中心にあること。

二　さいころの内部を外部から見通すことができること。

三　各面は、平滑に仕上げられていること。

四　材質は、セルロースであること。

五　１の目が表示された面と平行な面に６の目、２の目が表示された面と平行な面に５の目、３の目が表示された面と平行な面に４の目がそれぞれ配置されたものであること。

六　さいころの目は、形状が円形であって色が白色であること。

七　さいころの目は、目以外の部分と同じ密度の材質により埋められていること。

八　いずれかの面にカジノ事業者の名称又はカジノ事業者を示す標章の表示がされたものであること。

九　八の表示は、三に掲げる各面の平滑さを著しく妨げることなく、かつ、六に掲げるさいころの目と紛らわしいものでないこと。

十　クラップスで使用するさいころにあっては、頂点の面取りがなされておらず、かつ、各辺の長さが19ミリメートル以上20ミリメートル以下であること。

十一　シックボー及びパイゴウで使用するさいころにあっては、各辺の長さが15.5ミリメートル以上16.5ミリメートル以下であること。